

鎌倉市告示第 331 号

鎌倉市都市公園の指定管理者を指定したので、鎌倉市公の施設の指定管理者の指定の  
手続等に関する規則（平成 17 年 7 月規則第 11 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき告示し  
ます。

平成 30 年 12 月 26 日

鎌倉市長 松尾 崇



1 公の施設の名称

鎌倉海浜公園、源氏山公園、散在ガ池森林公園、鎌倉中央公園、六国見山森林公園、  
夫婦池公園、岩瀬下関防災公園、笛田一丁目公園及び街区公園

2 指定管理者の名称及び事務所の所在地

名 称 公益財団法人 鎌倉市公園協会  
所在地 鎌倉市山崎 1667 番地

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで